

意見陳述書

原告 山口 雪子

私は日本大学の学部時代から植物の環境としての土との関係について研究をして参りました。植物にとって土は根を張り栄養を吸収する大事な環境です、その土が悪条件であった場合に植物がどのように対応するのかを分子生物学レベルから岡山大学大学院自然科学研究科博士後期課程では研究いたしました。

岡山短期大学で生物学と環境の教員を大至急探しているから面接を受けてきなさい、と当時の研究室教授に勧められた際には、これまで植物を中心に研鑽してきた知見が活かされると喜びを覚えたことを今でも記憶しています。

短期大学で「環境（保育内容）」の科目を担当することとなり、授業内容の研究を進めていく中で、環境教育という新たな研究テーマに出会いました。それは学生時代から地球環境のために何か役立つことを研究したいと思う私にとって素晴らしい研究テーマでした。生涯にわたる人格形成の基板を育む乳幼児期にどのような環境教育を行えば持続可能な社会を担う人としての価値観が育成できるかを追求していくことは、とてもやりがいのある研究活動です。その研究を進めるために様々な環境教育プログラムの指導者としての資格も取得して参りました。

授業では研究している環境教育の内容を踏まえて毎年、内容を見直し、より良い環境教育が保育現場で行えるように基礎を学生が身につけるように努力を重ねてきました。それは選択科目である生物学にも反映しており、幼児教育の現場で活かせる内容も含めつつ、植物生理学・遺伝学・分子生物学の知見も盛り込んだ大学教養科目にふさわしい生物学講義となるよう努めております。

私にとって授業とは研究そのものです。どのような授業を行えば、学生にとって社会に保育現場に出たときに役立つか、乳幼児への環境教育を担えていけるか…課題をみつけ、毎年改善をしていく研究活動の根幹となるものです。その根幹ともいべき授業を突然、視力がないことを理由に取り上げられました。また研究のための備品を私物として撤去し研究活動の拠点となる研究室を明け渡すように命じられました。この授業外し、研究室退去は単なる職務変更ではなく、研究者として大学教員として私が大切にしてきたことを全て奪い、存在そのものを否定されているとしか感じられません。

授業外し・研究室退去について穏便な解決を模索しましたが不調に終わり、このような

訴訟を起こすこととなりましたが、私は岡山短期大学に感謝しています、なぜなら持続可能な社会・共生社会を目指す環境教育という新たな研究テーマに出会うきっかけを与えてくれたからです。岡山短期大学の教育 3 綱領、自律創生・信念貫徹・共存共栄を、思いやりを持って私と関わってくれていた学生・卒業生へ、自らの行動・姿として示すためにも、この裁判を通して環境教育という研究を続けるための授業を取り戻し、研究者・大学教員としての研究・教育活動を貫き、学生・卒業生とともにより良い保育現場・環境教育を目指していきたいと希望しておりますし、岡山短期大学にはより良い保育者養成課程となるよう障害の有無に関わらずインクルーシブな教育環境を構築していただきたいと願っております。

意見陳述書

原告訴訟代理人 弁護士 水谷 賢

本件審理の開始にあたり、原告代理人らを代表して意見を述べます。

原告はこれまで17年間にわたり、岡山短大の教壇に立ち多くの卒業生を送り出し、また、多くの研究実績を積み上げました。そして、このような実績が評価され准教授に任ぜられました。しかし、近年になって視力低下がすすみ、2年前には学長から退職勧奨を受けました。原告はこれを断り、補佐員をつけて授業と研究を続けてきました。

ところが、本年になって、突然、4月からの担当授業が外され、追い打ちをかけるように、研究室からの退去を求められています。授業中に飲食した学生に注意指導ができなかった等の理由で、教員としての能力がないというのです。

授業中に飲食をする学生や、教室から無断退出する学生に注意・指導できないとか、手書きの学生の答案を第三者に読んでもらったこと等を理由として、長い間、教壇に立ってきた原告を教壇から降ろし、研究の拠点としてきた個室からの退去を命じることが、原告の人格をどれだけ傷つけることになっているのかを理解していただきたいのです。

岡山短大は視覚障害のある原告にできないことを要求しています。そして、できないから授業の能力なしと決めつけています。誰がどう考えても、障害者差別であることは明らかであります。

しかし、時代は大きく変わっています。本年4月から障害者差別解消法と改正障害者雇用促進法が施行されました。法は、全ての人に対して、障害を理由とする差別を禁止し、雇用主には、障害のある者が仕事をするうえでの合理的配慮が求められることとなったからです。研究室を取り上げ、授業をさせず、学科事務をさせることが合理的配慮なのでしょうか。

岡山短大のホームページには、本学の建学の三大理念の一つは「共存共栄」であると紹介されています。このような理念のもとに、岡山短大では幼稚園教諭や保育士の養成において長い歴史を有し、多くの卒業生を輩出してきました。

幼稚園や保育所には様々な障害を持つ子どもたちもいます。障害を持つ子どもも、障害を持たない子どもも共生できる環境づくりが求められています。障害をもつ原告はこの共生社

会の実現を究対象としており、この実現が教育者としての使命であると述べました。

障害をもつ教員にその能力を発揮させるのではなく、障害のある教員を教育の現場から排除することは建学の理念からしても大変残念なことであります。

以上のことから、障害のある教員から授業や研究室を取り上げることは障害者差別であり、障害者に対する人格権侵害であり、障害者差別解消法に逆行するものであり、建学の理念にも大きく反しているといえます。

このため、岡山短大の学生や保護者は勿論のこと、全国の障害者はこの裁判の成り行きに大きな関心を寄せています。

裁判所におかれましても、障害者差別解消法施行後に審理されることとなるこの裁判の意義を十分にくみ取り、かかる観点から審理を尽くしていただきたくお願いして陳述を終わります。

意見陳述書

原告訴訟代理人弁護士 清水 建夫

私からは本件に関連する2つの判決について述べさせていただきます。

1つは金井学園福井工大事件に関する福井地裁昭和62年3月27日判決です(甲第25号証)。

この判決は大学助教授を解任し、事務職へ職務変更する命令を無効とした事案です。

同判決は「被告の前示採用時における右労働契約における職種は、教育・研究的職務に限定されたものと解すべきであり、被告の変更権も、せいぜい原告の教育・研究的職務(当初の職務)に兼ねて一般事務を担当する程度のものにとどまるものというべきであり、原告の助教授職を解き一般事務職員を命ずるような本件職務変更を正当化すべき変更権が被告にないことは明らかである。」としました。これを本件についてみますと、准教授の原告を井頭教授の支援のもとキャリア支援室で幼児教育学科事務への専念に職務変更する権限が被告にないことは明らかです。

2つ目の判決は神戸地方裁判所で5日前の平成28年5月26日に言い渡された事案です(甲第26号証)。

同判決は、高校日本史教師を授業から外した学校法人並びに理事長、学園長の一連の言動について「退職勧奨の手段として社会通念上相当と認められる範囲を越えるものであり、労働者である原告の自由な意思形成を不当に妨げるような態様で行われたものといえるから、不法行為を構成する」と明確に断定しました。本件においては、理事長兼学長自ら退職勧奨を行っており、その手段として准教授の原告の職務を学科事務に変更しようとするもので不法行為に該当することは明らかです。

本件における被告の一連の対応はこれら時代の流れに相反するものと言えます。

豊かな共生社会を子どもたちへ…山口雪子さんを支える会



岡山短期大学准教授の山口雪子さんは「目で見て注意できないから教員として不適格」…そんな理由で今まで大切に頑張ってきた授業を取り上げられてしまいました。こんな差別的処置を放っておいていいのでしょうか？「障がい者だから仕方ない」と見過ごしていたら、いつまで経ってもこの日本に共生社会は確立しません。どんな子どもでも自分の個性を活かして、できないことはお互いに支え合って暮らしていく…そんな住み心地の良い社会を未来に向けて目指していきませんか？子どもたちへつないでいきませんか？

私たちは、山口さんを教壇に戻すことが、未来の共生社会実現の一助になると確信しています。どんな障害や事情があろうとも、互いに思いやりを持ってそれぞれの能力を活かして活躍していける…そんな社会の実現を皆が切望していることを、山口さんを教壇に戻す活動の中で社会へ発信していきましょう！1人1人が自己を肯定し互いを認め合い、人と自然と調和する社会となるよう自ら考え行動できる人を育てていくことこそ真の教育です！

〈私たちもこの会の主旨に賛同し、活動を支援しています！〉

* 全国から…

阿部 祐子(文化学園大学非常勤講師)・石川 准(静岡県立大学大学院教授)・石渡 博明(国際視覚障害者援護協会理事長)・伊藤 慶昭(全国視覚障害者雇用促進連絡会会長)・岩上 義則(日本点字図書館元館長)・内田 邦子(点字印刷・出版「雑草の会」代表)・大胡田 誠(障害と人権全国弁護士ネット)・河合 純一(元パラリンピック水泳選手 金メダリスト)・川崎 和代(大阪夕陽丘学園短大教授)・川又 若菜(桜井政太郎記念手でみる博物館館長)・工藤 正一(元厚生労働省障害者雇用専門官)・栗原 勝美(日本理療科教員連盟会長)・重田 雅敏(全国視覚障害教師の会代表)・慎 英弘(四天王寺大学大学院教授)・高野 洋(岡山理科大学元准教授)・竹下 義樹(日本盲人会連合会長)・田中 章治(全日本視覚障害者協議会筆頭理事)・広瀬 浩二郎(国立民族学博物館民族文化研究部准教授)・福島 智(東京大学先端科学技術研究センター教授)・本多 孝(一般社団法人 IPNET-J イブネット・ジャパン代表理事)・松坂 治夫(タートル(中途視覚障害者の復職を考える会)理事長)・柳田 邦男(作家)・山口 雷太(民間企業監査役)

* 地元・岡山から…

安藤 希代子(NPO法人 ペアレント・サポートすてっぷ理事長)・池橋 陽子(林友の会事務局長)・岡崎 茂明・岡崎 起恵子(岡山県視覚障害者友の会会長)・片岡 美佐子(岡山県視覚障害者協会会長)・勝間 光洋(岡山県シェアリングネイチャー協会 小学校勤務)・高田 学(岡山県シェアリングネイチャー協会 盲学校勤務)・高橋 陽子(社会福祉法人 結い理事)・竹内 昌彦(元岡山盲学校教頭)・難波 一夫(子育て・教育なんでも相談ネットワーク代表世話人)・新納 泉(岡山大学教授)・原田 義雄(シンガーソングライター)・藤原 幸蔵(点訳奉仕員・地球温暖化防止活動推進員)・森定 薫(社会福祉士・発達障害当事者)・柳 純恵(岡山県シェアリングネイチャー協会 幼稚園勤務)・山中 真弓(岡山県シェアリングネイチャー協会 小学校勤務)・山本 洋子(岡山大学資源植物科学研究所教授)・吉田 裕美(岡山肢体障害者の会代表)

(全て敬称略・50音順に表記させていただいております、ご了承ください。)

～あなたも子どもたちへ明るい未来をつないでいきませんか？支援の輪を広げましょう！～

〈世話人〉

代表：新納 泉 副代表：勝間 光洋・川崎 和代・本多 孝

事務局：重田 雅敏(事務局長)・阿部 祐子・岡崎 茂明・片岡 美佐子

藤原 幸蔵・山中 真弓・柳 純恵(会計監査)・山口 雷太(会計)

顧問：大胡田 誠・工藤 正一・竹内 昌彦



豊かな共生社会を子どもたちへ… 山口雪子さんを支える会会則

第1条【名称、略称】

この会は「豊かな共生社会を子どもたちへ… 山口雪子さんを支える会」という。
(略称：山口雪子さんを支える会)

第2条【会の目的】

- (1)山口雪子さんの教壇復帰を支える活動を行う。
- (2)上記(1)を通して、合理的配慮・共生社会について考え、社会に発信していく。
- (3)上記(1)(2)を通して、豊かな共生社会を子どもたちへつないでいくことを目指す。

第3条【会員】

- (1)会の目的に賛同する人は、事務局に申し出ることにより、誰でも入会できる。
- (2)退会を希望する者は事務局に連絡することにより退会できる。
- (3)会員は会の目的を実現するために協力し、できる範囲で積極的に活動に取り組む。

第4条【世話人】

本会は、以下の世話人を置く。

- 代表 1名
- 副代表 1名以上
- 事務局長 1名
- 事務局員 1名以上
- 会計 1名
- 会計監査 1名以上

第5条【役割】

世話人は、次の通り役割を分担し、会の活動を推進する。また諸問題が発生した場合、世話人が連絡を取り合い協議する。世話人はこの団体の目的の実現のため代表に協力して円満に問題の解決を図るよう努力する。

- (1) 代表は、会の運営を統括する。
- (2) 副代表は、代表を補佐する。
- (3) 事務局長は、事務局を統括する。
- (4) 事務局は、連絡窓口と会の事務を行い、会員相互の連絡・連携をはかる。
- (5) 会計は、金銭出納、財産の管理、会計報告を行う。
- (6) 会計監査は、収支状況が適切であるかを確認し報告する。

第6条【会の所在地】

この会の所在地は、代表宅と会計宅に置く。

- 代表 新納 泉
- 会計 山口雷太

第7条

会は顧問を置くことができる。顧問は会の求めに応じ適切なアドバイスを行う。

第8条【活動】

- (1) 裁判を支援する活動
- (2) 支援の輪を広げる活動
- (3) 活動資金を集める活動
- (4) メールリストやホームページの運用
- (5) 会員・関係団体・報道機関への情報の発信
その他、会の目的に沿う活動

第9条【総会と意志決定】

総会は、会の意志決定・世話人の選出・会則の変更を行ない、原則年1回開く。

総会は代表が招集し世話人半数以上と会員複数人の出席で成立する。

意思決定は総会出席者の過半数で行う。

例会は、必要に応じ開き、会員は誰でも参加できる。

緊急の意志決定を行う必要のある場合は、世話人で協議し、決定することができる。

第10条【会計ならびに会計監査】

(1) 会計は、会資金の管理運用をする。毎年1回会計報告を行ない、会計監査の監査を受ける。

(2) 会計における運用規定は、別途定めるものとする。

(3) 会計監査は会計報告を監査し、総会にて監査報告を行う。

運用規定

(1) この団体の活動に必要な資金は広くカンパによって集めることとする。

(2) 支出はカンパによって得られた資金以内とする。

(3) 会計は口座を管理し、適正にこの団体の資金管理を行なう。口座名は会の略称とし、届け出住所は会計宅とする。

(4) 会計は必要に応じて世話人に財務報告を行う。

(5) 団体の資金支出は代表が事前または事後に認めかつ会計が証憑書類等で費消金額と支払先・支払時期を確認したものに限るものとする。

(6) この団体の資金による立替金支出は代表が事前に認めたものに限るものとする。

付帯事項：

会の設立年月日および規約の発効年月日：

2016年5月31日